

土湯地区水道施設整備事業

事業者選定基準

令和6年7月

福島市水道局

【事業者選定基準】

目 次

第1章 事業者選定基準の位置づけ	1
第2章 事業者選定の概要	1
2.1 事業者選定の方式	1
2.2 事業者選定の方法	1
2.3 事業者選定の体制	1
第3章 優先交渉権者決定の手順	2
第4章 応募資格の審査	3
4.1 応募資格の審査	3
4.2 応募資格審査結果の通知	3
第5章 提案評価	4
5.1 提案書類の確認	4
5.2 提案内容の審査	4
5.3 総合評価点の算定及び最優秀提案者等の選定	7

第1章 事業者選定基準の位置づけ

土湯地区水道施設整備事業事業者選定基準（以下、「事業者選定基準」という。）は、福島市水道局（以下、「本市」という。）が、「土湯地区水道施設整備事業」（以下、「本事業」という。）の実施にあたって、本事業を実施する事業者の募集・選定を行うのに際し、選定するための方法及び評価基準等を示すものである。

第2章 事業者選定の概要

2.1 事業者選定の方式

本事業を実施する事業者には、本事業の対象施設の設計及び工事に関する技術やノウハウが求められる。事業者の選定にあたっては、提案価格のほかに、提案価格以外の技術的な提案内容を評価する公募型プロポーザル方式を採用する。

2.2 事業者選定の方法

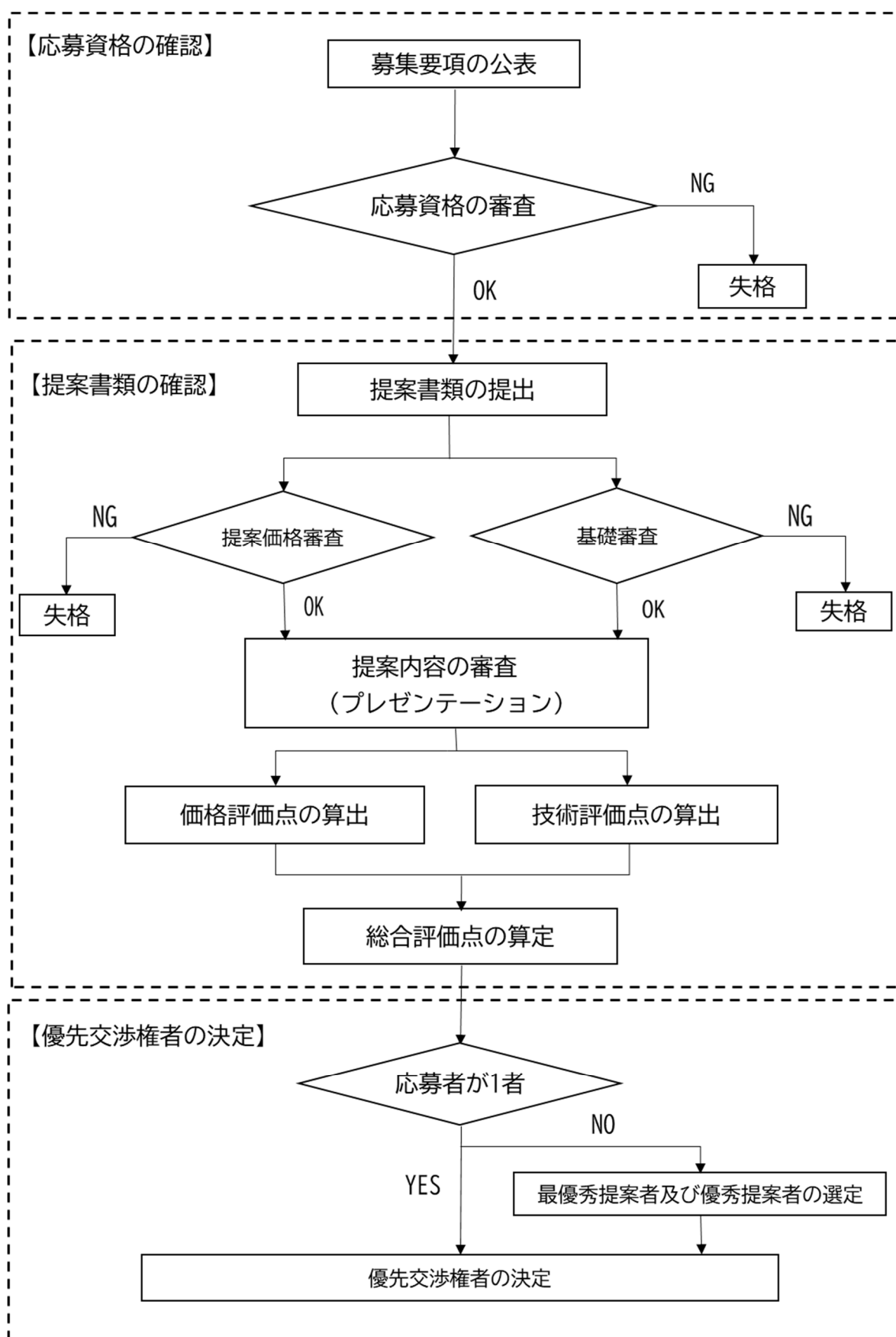
事業者の選定は、応募資格審査及び提案内容の審査により行う。応募資格審査は、応募者の参加資格について審査を行う。提案内容の審査は、提案価格のほか、要求水準との適合性及び施工計画の妥当性、確実性等の審査を行う。

2.3 事業者選定の体制

提案内容の審査にあたっては、本市が基礎審査及び提案価格の審査を行ったうえで、本市が設置した土湯地区水道施設整備事業事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において、公平性及び透明性を確保し、最優秀提案者及び最優秀提案者の次に優秀な提案者（以下、「優秀提案者」という。）の選定を行い、本市は、選定委員会の選定結果を踏まえ、本事業における優先交渉権者を決定する。

第3章 優先交渉権者決定の手順

優先交渉権者決定までの手順は、次に示すとおりである。



第4章 応募資格の審査

4.1 応募資格の審査

(1) 応募資格審査書類の審査

本市は、本事業の応募者に求めた応募資格審査書類が全て揃っていることを確認し、審査する。書類不備の場合は失格とする。ただし、軽微な書類不備の場合は、この限りではない。

(2) 応募資格要件の審査

本市は、応募者が募集要項に記載した応募者及び地元工事企業等が備えるべき応募資格要件を満たしていることを審査する。応募資格要件を1つでも満たしていない場合は失格とする。

審査内容は、以下のとおりとする。

表 4-1 応募資格要件の審査内容

審査事項	審査内容
応募資格要件	募集要項「第4章 4.1～4.5」の各項目

4.2 応募資格審査結果の通知

本市は、応募資格審査の結果を応募者の代表企業に通知する。

第5章 提案評価

5.1 提案書類の確認

本市は、応募者から提出された提案書類が全て揃っていることを確認する。

ただし、軽微な書類不備等の場合は、この限りではないが、追加提出を求めるとともに技術評価に反映することもある。

5.2 提案内容の審査

(1) 提案内容の審査

1) 提案価格審査

本市は、応募者が提出した委託費及び工事費ごとの提案価格が、見積上限価格以内であることを審査する。見積上限価格を超えた場合は失格とする。

2) 基礎審査

本市は、提案価格が見積上限価格以内である応募者を対象として、要求水準内容の審査を実施する。提案内容が「要求水準書」に定めた要求水準を満たしているか否かを審査する。要求水準を満たしていない場合は失格とする。

3) 結果の通知

本市は、提案価格及び基礎審査の結果を、応募者の代表企業へ通知するとともに、プレゼンテーションの日程を伝える。

4) 提案内容の審査

提案価格の審査及び基礎審査後、選定委員会は、その応募者ごとにプレゼンテーションを実施し、当該応募者に対し、ヒアリングを行う。プレゼンテーションの概要は以下に示すとおりとし、詳細は応募者の代表企業へ通知する。

① 実施時期

令和6年10月上旬（予定）

② 実施場所

詳細については、応募者の代表企業に令和6年9月24日（火）を予定とし別途通知する。

③ 出席者

出席者（説明者）は応募者1者あたり6名までとする。また、統括責任者への配置を予定する者は必ず出席すること。

④ 実施時間

1者40分以内（プレゼンテーション20分以内、ヒアリング20分以内）とする。なお、プレゼンテーション時間を超過した時点で説明を打ち切り、ヒアリングに移行する。

⑤ 実施方法

プレゼンテーションは選定委員が審査内容を把握しやすいように努めること。

⑥ 使用機器

会場には、ディスプレイ（HDMIケーブル含む）を設置している。これら以外のパソコン等の機器は、各応募者が用意すること。

⑦ その他

- ・ 非公開で実施する。
- ・ 説明は提案書類に記載した内容に限り、追加資料の配布は認めない。

5) 技術評価審査

技術の評価においては、応募者が提出した提案内容に対して審査項目及び配点に基づき得点化（以下、「技術評価点」という。）を実施する。

審査項目及び配点は、次のとおりとする。

表 5-1 審査項目及び配点

評価項目（大項目／中項目）	配点	評価項目（小項目）	評価の視点	様式番号
1. 技術評価点	80			
1-1 企業・配置予定技術者実績 （書類審査）	15	4 ① 設計企業	1. ダクタイル鋳鉄管の開削工法による設計実績はあるか。	様式番号 IV-1
			2. 水道施設（ポンプ所または配水池）の設計実績があるか。	
			3. 水管橋の設計実績があるか。	
		4 ② 代表企業	1. ダクタイル鋳鉄管の開削工法による施工実績はあるか。	様式番号 IV-2
			2. 水道施設（ポンプ所または配水池）の施工実績があるか。	
			3. 水管橋の施工実績があるか。	
		4 ③ 地元建設企業	1. ダクタイル鋳鉄管の開削工法による施工実績はあるか。	様式番号 IV-3
			2. 水道施設（ポンプ所または配水池）の施工実績があるか。	
			3. 水管橋の施工実績があるか。	
		3 ④ 配置予定技術者	1. 配置技術者は水道施設及び管路の設計・工事等の業務実績があるか。	様式番号 IV-4
1-2 業務計画に関する提案	15	6 ① 業務実施方針	1. 本事業の業務フロー上における重要事項が指摘されているか。	様式番号 IV-5
			2. 確実に業務を遂行するための提案がなされているか。	
		9 ② 業務実施体制	1. 応募者の各構成企業の役割分担は明確か。 2. 実施体制、配置人員は十分か。 3. 本市との連絡体制は十分か。	様式番号 IV-6
1-3 設計・施工・工期等に関する提案	40	12 ① 調査・設計計画	1. 今回必要な各調査の調査計画及び調査内容の考え方は十分か。 2. 耐震性、施工性、維持管理性、災害対策等に配慮した設計計画となっているか。 3. 設計図、数量計算、工事費積算等の照査方法に具体性があるか。 4. 第三者機関との協議、調整を円滑に進めるための方法は具体的且つ効果的か。	様式番号 IV-7
		18 ② 施工計画	1. 事故に対する安全管理対策、安全管理体制は具体的で実現可能か。 2. 地域的特徴を考慮した施工計画となっているか。 3. 交通障害、近隣住民、農業者等への影響要因の想定及びその対策は具体的か。 4. 施工品質の管理方法は具体的且つ効果的か。 5. 施工中に事故や災害等の緊急事態が発生した場合の対応方法は具体的か。	様式番号 IV-8
		10 ③ 工期の確実性	1. 工程表において、準備から完成までの各工種が工期内に網羅されているか。 2. 工期の算定根拠は明確かつ具体的か。 3. 工程管理方法は具体的かつ効果的か。 4. 事業進捗が遅れた場合の対応策は具体的かつ効果的か。	様式番号 IV-9
1-4 環境配慮に関する提案	5	5 ① 環境対策	1. 建設副産物の処分・削減で評価できる提案はあるか。 2. その他、評価できる提案はあるか。	様式番号 IV-10
1-5 地域貢献に関する提案	5	5 ① 地域貢献	1. 地域社会や住民に対する貢献で評価できる提案はあるか。	様式番号 IV-11
2. 価格評価点	20			
2-1 費用に関する評価 （書類審査）	20	① 提案価格	1. 提案価格を点数化して評価する。	様式 Ⅲ-3
3. 総合評価点（1+2）	100			

(2) 得点化方法

1) 技術評価点の得点化方法

技術評価点は、評価項目ごとに以下のとおり3段階の評価を行い、得点化する。技術評価は各選定委員別に行う。各応募者の技術評価点は、各選定委員が得点化した点数を平均して算出する。

なお、技術評価点は、小数点第2位までを求める。

評価	判断基準	得点化方法
A	特に優れている	配点×1.00
B	平均的である	配点×0.50
C	満足できない／能力が乏しい	配点×0.00

2) 価格評価点の得点化方法

価格評価点は、次の算出式により得点化する。

$$\text{価格評価点} = 20 \text{ 点} \times (\text{最低提案価格} \div \text{応募者の提案価格})$$

なお、価格評価点は、小数点第3位以下を四捨五入し、小数点第2位までを求める。

5.3 総合評価点の算定及び最優秀提案者等の選定

(1) 総合評価点の算定

各応募者について、価格評価点及び技術評価点を合計し、総合評価点（100 点満点）を算出する。

(2) 最優秀提案者等の選定

各応募者の総合評価点が最も高い提案を最優秀提案とし、最優秀提案者に選定する。

また、最優秀提案の次に優秀な提案を優秀提案とし、優秀提案者に選定する。ただし、総合評価点が同点の場合は、技術評価点が最も高い提案を最優秀提案として選定する。技術評価点も同点の場合は、技術評価点のうち「1－3. 設計・施工・工期等に関する提案」が最も高い提案を最優秀提案として選定する。なお、以上により優劣が決定できない場合は、くじ引きにより最優秀提案者を決定する。その際の順番は提出書類の受付順とする。

1) 優先交渉権者の決定

本市は、選定委員会より選定された最優秀提案者を本事業の優先交渉権者に、優秀提案者を次点交渉権者に決定する。

ただし、本事業に対する応募者が1 者のみであった場合は、募集要項の規定により優先交渉権者のみを決定する。

2) 審査結果の通知及び公表

本市は、選定委員会における審査及び選定の結果を取りまとめて、応募者に対して書面にて通知するとともに、本市ホームページで公表する。優先交渉権者と次点交渉権者への書面通知には、優先交渉権者であること、次点交渉権者であることを明記する。なお、電話等による問い合わせには応じない。

また、各応募者の総合評価点の算定結果は公表するが、優先交渉権者の代表企業及び構成企業の名称は公表し、それ以外の応募者は代表企業のみ名称を公表し、構成企業は非公表とする。

なお、優先交渉権者にならなかった応募者は、その理由について通知日の翌日から起算して7 日以内に本市へ説明を求めることができる。